

「証拠金取引に関する規則」の一部改正について

2020年4月24日

改正後	現 行
<p align="center"><u>暗号資産信用取引に関する規則</u></p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 本規則は、会員が行う暗号資産信用取引に係る業務に関し、<u>会員が資金決済法その他の法令に従い、適切に業務を行うために必要な事項を定める。</u></p> <p>第2章 届出関係 (業務開始の届出) 第2条 会員は、<u>暗号資産信用取引</u>を行う場合には、次の各号に掲げる書面を、あらかじめ協会に提出しなければならない。 (1) <u>暗号資産信用取引を開始する旨及び開始予定日、信用取引の対象となる暗号資産(以下「対象暗号資産」という。)、保証金率その他利用者との取引方法及び取引条件を記した書面</u> (2) <u>暗号資産信用取引の業務方法を記した書面</u> (3) <u>暗号資産信用取引により生ずる財務上のリスクの分析結果を記した書面</u> (4) <u>暗号資産信用取引により生ずる財務上のリスクの管理方法を記した書面</u> (5) <u>対象暗号資産の市場規模及び流動性を分析し、顧客に対する安定的なサービスの提供のための体制を検討した資料</u> (6) <u>対象暗号資産の過去の価格変動及び取引量の推移に関する資料</u> (削除) (7) <u>保証金率、ロスカット取引を実施する基準の決定に関する資料</u> (8) <u>暗号資産信用取引に伴い利用者に交付する書面</u> (9) <u>暗号資産信用取引に関する広告の写し</u> (10) <u>利用者による不正取引を防止するための体制整備に関する資料</u> (11) <u>その他協会が提出を求める書面又は資料</u></p> <p>2 会員は、<u>対象暗号資産</u>を追加する場合には、前項第3号から第10号までの書面を、あらかじめ協会に提出しなければならない。</p> <p>(協会による事前確認) 第3条 会員は、<u>暗号資産信用取引に係る業務を開始する前に協会が会員に対して業務体制に</u></p>	<p align="center"><u>証拠金取引に関する規則</u></p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 本規則は、会員が行う<u>仮想通貨関連取引のうち、証拠金取引に係る業務の基本事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第2章 共通事項 (業務開始の届出) 第2条 会員は、<u>証拠金取引</u>を行う場合には、次の各号に掲げる書面を、あらかじめ協会に提出しなければならない。 (1) <u>証拠金取引を開始する旨及び開始予定日、証拠金取引の対象となる仮想通貨(以下「対象仮想通貨」という。)又は対象仮想通貨の指数(以下「対象仮想通貨指数」という。)、証拠金率その他利用者との取引方法及び取引条件を記した書面</u> (2) <u>証拠金取引の業務方法を記した書面</u> (3) <u>証拠金取引により生ずるリスクの分析結果を記した書面</u> (4) <u>証拠金取引により生ずるリスクの管理方法を記した書面</u> (5) <u>対象仮想通貨の過去の価格変動及び取引量の推移に関する資料</u> (6) <u>参照又は準拠する仮想通貨の現物取引価格のデータソースに関する資料</u> (7) <u>証拠金率、ロスカット取引を実施する基準の決定に関する資料</u> (8) <u>証拠金取引に伴い利用者に交付する書面</u> (9) <u>証拠金取引に関する広告の写し</u> (新設) (10) <u>その他協会が提出を求める書面又は資料</u></p> <p>2 会員は、<u>対象仮想通貨又は対象仮想通貨指数</u>を追加する場合には、前項第3号から第10号までの書面を作成し、あらかじめ協会に提出しなければならない。</p> <p>(協会による事前確認) 第3条 会員は、<u>証拠金取引に係る業務を開始する前に協会が行う調査に対し、正当な理由</u></p>

関する監査を行う場合には、正当な理由なく、これを拒んではならない。

- 2 会員は、前項による監査の結果、協会から暗号資産信用取引に関する業務体制に対して利用者保護に欠ける又は当該業務の適正かつ確実な遂行を確保できないものとして指摘を受けた場合には、これに対処することなく、利用者を相手方とする暗号資産信用取引及びその取次ぎ、媒介、代理を行ってはならない。

第3章 保証金

(必要保証金)

第4条 会員は、次の各号に従い、暗号資産信用取引に係る約定時必要保証金額及び維持必要保証金額（以下総称して「必要保証金額」という。）を定めるものとする。

- (1) 利用者が個人の場合
暗号資産交換業者に関する内閣府令（以下「府令」という。）第25条第5項第1号に基づき暗号資産信用取引の約定又は信用供与の維持に必要とされる額以上の額
- (2) 個人以外の利用者の場合
次のいずれかの額
イ 前号と同じ額
ロ 府令第25条第5項第2号に基づき定められた額以上の額

- 2 前項及び次条から第6条の保証金は、暗号資産をもって充てることができる。会員は、保証金の全部又は一部が暗号資産をもって代用される場合における代用価格は、当協会が別途定める額とする。

(実預託額の算出)

第5条 会員は、営業日ごとに一定の時刻を定めて暗号資産信用取引に係る利用者の保有する建玉の評価損益及び実現損益を計算の上、実預託額を算出しなければならない。

(当初保証金及び追加保証金等)

第6条 会員は、暗号資産信用取引の利用者からの注文を受付けるに際し、当該利用者の預託する保証金の額が第4条各号により定める約定時必要保証金額以上の額であることを確認しなければならない。

- 2 会員は、前条による計算の結果、利用者の実預託額が維持必要保証金額を下回ることを確認した場合には、速やかに次の各号の

なく、これを拒んではならない。

- 2 会員は、前項による調査の結果、協会から証拠金取引に関する業務運営に対して指摘を受けた場合には、これに対処することなく、証拠金取引の取扱いを開始してはならない。

第2章 証拠金

(証拠金率)

第4条 会員は、証拠金取引に対し、証拠金率を定めなければならない。

- 2 会員は、当面の間、次のいずれかの方法により証拠金率を定めるものとする。

- (1) 協会が別に定める値
- (2) 当該仮想通貨価格又は仮想通貨指数の変動状況及び利用者に生じた預託証拠金額を上回る損失（以下「未収金」という。）の発生状況等を検証し、未収金の発生防止に適う値

- 3 会員は、前項第2号の方法により証拠金率を決定する場合、四半期に一度、証拠金率を点検の上、同号に基づき自ら計算する方法によって算出される値が従前の証拠金率を上回る場合には、速やかに適正な証拠金率に改めなければならない。

- 4 会員は、第2項第2号の方法により証拠金率を決定する場合、証拠金取引によって利用者の預託した証拠金額を上回る損失が生じた場合には、前項の規定に関わらず、証拠金率をその都度見直さなければならない。

- 5 会員は、証拠金率の設定に用いた資料及びデータを3年間、保管しなければならない。

(証拠金の評価)

第5条 会員は、少なくとも1日に1回、会員が別途定める時点において、証拠金取引における利用者の保有する建玉の評価損益を計算の上、実預託額を算出するものとし、かつ、当該実預託額が維持証拠金額を上回っていることを確認しなければならない。

(当初証拠金及び追加証拠金)

第6条 会員は、証拠金取引を開始する場合には、利用者から、当初証拠金額を超える証拠金の預託を受けなければならない。

- 2 会員は、前条による計算の結果、利用者の実預託額が維持証拠金額を下回ることを確認した場合には、速やかに次の各号のい

いずれかの措置を講じなければならない。

- (1) 利用者の行っている暗号資産信用取引の清算。この場合において、会員は、利用者に対して、清算の結果（清算額又は清算に要する暗号資産の数量、清算方法及び清算期限を含む。）を、書面又は電磁的方法により速やかに通知しなければならない。
 - (2) 維持必要保証金額と実預託額の差額以上の保証金の追加徴求（以下、追加される保証金を「追加保証金」という。）。この場合において、会員は、利用者に対して、追加保証金を預託する必要がある旨及びその預託額並びに預託期限を、書面又は電磁的方法により、速やかに通知しなければならない。
- 3 会員は、前項第 2 号に基づき通知した納付期限までに利用者から追加保証金の預託が行われなかった場合には、速やかに当該利用者の行っている暗号資産信用取引を清算しなければならない。この場合において、会員は、利用者に対して、暗号資産信用取引の清算の結果（清算額又は清算に要する暗号資産の数量、清算方法及び清算期限を含む。）を、書面又は電磁的方法により速やかに通知しなければならない。
- 4 会員は、追加保証金の預託期限は、原則として第 2 項柱書に基づく確認を行った時点から起算して 48 時間以内としなければならない。

(削除)

第 4 章 ロスカット取引 (ロスカット取引)

第 7 条 会員は、暗号資産信用取引の利用者が預託する保証金額について、営業時間中、その実預託額を計算し、府令第 25 条第 5 項第 3 号に規定するロスカット取引を適切に実行するための十分な管理体制を整備しなければならない。

- 2 会員は、ロスカット取引を適切に行うために、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) ロスカット取引を実行する基準額
 - (2) ロスカット取引の実行を判定する方法
 - (3) 実預託額を監視する仕組み及び実預託額の再計算を行うサイクル
 - (4) ロスカット取引に係る注文の受付順位及び執行順位
 - (5) 「暗号資産交換業に係る受注管理体制

れかの措置を講じなければならない。

- (1) 利用者の保有する建玉の清算。この場合において、会員は、利用者に対して、建玉の清算の結果（清算額又は清算に要する仮想通貨の数量、清算方法及び清算期限を含む。）を、書面又は電磁的方法により速やかに通知しなければならない。
 - (2) 維持証拠金額と実預託額の差額以上の証拠金の追加徴求（以下、追加される証拠金を「追加証拠金」という。）。この場合において、会員は、利用者に対して、追加証拠金を預託する必要がある旨及びその預託額並びに納付期限を、書面又は電磁的方法により、速やかに通知しなければならない。
- 3 会員は、前項第 2 号に基づき通知した納付期限までに利用者から追加証拠金の預託が行われなかった場合には、速やかに当該利用者の保有する建玉を清算しなければならない。この場合において、会員は、利用者に対して、建玉の清算の結果（清算額又は清算に要する仮想通貨の数量、清算方法及び清算期限を含む。）を、書面又は電磁的方法により速やかに通知しなければならない。
- 4 追加証拠金の納付期限は、原則として 2 銀行営業日以内としなければならない。

(帳簿の作成)

第 7 条 会員は、証拠金取引を行う各利用者が預託する証拠金額を記録する帳簿を作成し、各計算日の評価損益及び実預託額を記入し、帳簿を保管しなければならない。

第 3 章 ロスカット取引 (ロスカット取引)

第 8 条 会員は、証拠金取引を行う場合には、ロスカット取引を定め、これを実施しなければならない。

- 2 会員は、前項に基づくロスカット取引の実施に際して、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) ロスカット取引を実行する基準
 - (2) ロスカット取引を判定する方法
 - (3) 実預託額を監視する仕組み及び実預託額の再計算を行うサイクル
 - (4) ロスカット取引に係る注文の受付順位及び執行順位
 - (5) 「受注管理体制の整備に関する規則」

<p>の整備に関する規則」第 16 条に定める価格急変防止措置を設ける場合においては、取引の一時中断後のロスカット取引の処理方法</p> <p>3 前項第 1 号に定めるロスカット取引を実行する基準額とは、原則として維持必要保証金額とし、会員は、維持必要保証金額を下回ったことを確認し次第、直ちにロスカット取引を実行するものとする。ただし、ロスカット取引に伴う未収金の発生件数及び頻度、対象暗号資産のレバレッジ、電子情報処理組織の処理速度、休日を含んだ価格差、対象暗号資産の単位時間当たり価格変動状況及び流動性等を考慮の上、利用者の預託する保証金を上回る損失の発生防止に資すると会員が判断する額をもって同号に定める基準額とすることができる。</p> <p>4 会員は、前項但書により、自ら基準額を定める場合においては、ロスカット取引及びロスカット取引に伴う未収金の発生状況その他基準額が有効に機能していることを確認するために必要な情報を常に収集・分析し、必要に応じて適時、基準額を見直し、ロスカット取引の改善を行うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(ロスカット取引が機能しなかった場合等の対応)</p> <p>第 8 条 会員は、電子情報処理組織の異常その他の理由によりロスカット取引の実行ができなかった場合における利用者への対応方針を定めるものとする。</p> <p>2 会員は、電子情報処理組織の異常その他の理由によりロスカット取引の実行ができなかった場合には、会員の責に帰すことができない事由である場合を除き、利用者の保護に資するよう、その対応を図らなければならない。</p> <p>(ロスカット取引の報告)</p> <p>第 9 条 会員は、発動したロスカット取引が正常に処理されたことを、適時に検証しなければならない。</p> <p>2 会員は、ロスカット取引が適正に行われていることを確認するために、ロスカット取引の発動時刻、当該時刻前後の気配値、ロスカット取引注文受付、約定執行時刻、約定価格及び約定数量その他の必要なデータを管理保存しなければならない。</p>	<p>第 14 条に定める価格急変防止措置を設ける場合においては、取引の一時中断後のロスカット取引の処理方法</p> <p>3 前項第 1 号に定めるロスカット取引を実行する基準については、原則として実預託額が維持証拠金額を下回った時点とする。ただし、ロスカット未収金の発生件数及び頻度、対象仮想通貨のレバレッジ、電子情報処理組織の処理速度、休日を含んだ価格差、対象仮想通貨の単位時間当たり価格変動状況及び流動性等を考慮の上、利用者の預託する証拠金を上回る損失の発生防止に資すると判断する値をもって同号に定める基準とすることができる。</p> <p>4 会員は、前項第 1 号に定めるロスカット取引を実行する基準について、必要に応じて適時見直し、改善を行うものとする。</p> <p>5 会員は、実預託額の監視により、利用者の実預託額がロスカット取引を実行する基準を下回った場合には、直ちにロスカット取引の手続を行うものとする。</p> <p>6 会員は、利用者の保有する建玉のうち、ロスカット取引を行う順番を定めなければならない。</p> <p>(ロスカット取引が機能しなかった場合等の対応)</p> <p>第 9 条 会員は、電子情報処理組織の異常その他の理由によりロスカット取引の実行ができなかった場合における利用者への対応方針を定めるものとする。</p> <p>2 会員は、電子情報処理組織の異常その他の理由によりロスカット取引の実行ができなかった場合には、会員の責に帰すことができない事由である場合を除き、利用者の保護に資するよう、その対応を図らなければならない。</p> <p>(ロスカット取引の報告)</p> <p>第 10 条 会員は、発動したロスカット取引が正常に処理されたことを、適時に検証しなければならない。</p> <p>2 会員は、ロスカット取引が適正に行われていることを確認するために、ロスカット取引の発動時刻、当該時刻前後の気配値、ロスカット取引注文受付、約定執行時刻、約定価格及び約定数量その他の必要なデータを管理保存しなければならない。</p>
---	---

<p>3 会員の取締役会その他の機関は、定期的 に又は必要に応じて随時に、ロスカット取 引の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>4 会員は、ロスカット取引の発生状況を、少 なくとも四半期に一度以上、別途協会の定 める方法により、協会に報告しなければな らない。</p> <p>5 ロスカット取引を実行する基準額の設定 及び変更は、必要な社内手続をもって行い、 当該手続に際しては自社内外の取引状況の 分析結果など、その判断に必要なとなる資料 等を作成し、その作成の日から少なくとも 3年間保管するものとする。</p> <p>(未収報告)</p> <p>第10条 会員は、利用者の預託した保証金額を上 回る損失が利用者に生じた場合には、その 状況をすみやかに協会に報告しなければな らない。</p> <p>(削除)</p>	<p>3 会員の取締役会その他の機関は、定期的 に又は必要に応じて随時に、ロスカット取 引の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>4 会員は、ロスカット取引の発生状況を、 少なくとも四半期に一度以上、別途協会の 定める方法により、協会に報告しなければ ならない。</p> <p>5 ロスカット取引を実行する基準の設定 及び変更は、必要な社内手続をもって行 い、当該手続に際しては自社内外の取引状 況の分析結果など、その判断に必要なとなる 資料等を作成し、その作成の日から少なく とも3年間保管するものとする。</p> <p>(未収報告)</p> <p>第11条 会員は、利用者の預託する証拠金額を上 回る損失が利用者に生じた場合には、その 状況をすみやかに協会に報告しなければ ならない。</p> <p>第4章 取引価格 (価格の乖離防止)</p> <p>第12条 会員は、現物取引価格と証拠金取引価格 の乖離防止に努めなければならない。</p> <p>2 仮想通貨指数を用いて行われる証拠金 取引については、前項の「現物取引価格」 を「仮想通貨指数を構成する仮想通貨の現 物取引価格から計算される指数」に読み替 えて適用する。</p> <p>(誘導禁止)</p> <p>第13条 会員は、理由の如何を問わず、利用者の 証拠金取引の注文を特定の方向に故意に 仕向けてはならない。</p> <p>2 会員は、利用者の証拠金取引の注文を特 定の方向に仕向けることを目的として、利 用者に有利な条件を提示し、証拠金取引を 行わせてはならない。</p> <p>(委託者による取引の関与の禁止)</p> <p>第14条 会員は、証拠金取引に関し、他の者に取 引価格若しくは注文又は約定数量の操作 を依頼してはならない。ただし、マーケッ トメイク方式取引により証拠金取引を行 う場合であって、会員と契約関係にあるマ ーケットメイカーにより適正に取引価格 が提示され、約定処理がされる場合を除 く。</p> <p>(自己売買の留意事項)</p> <p>第15条 会員は、証拠金取引に関し、会員自らの 勘定をもって利用者の注文に対当し、取引 を約定する場合には、次の各号の定めに従 ってこれを行わなければならない。ただ し、店頭取引により証拠金取引を行う場合 を除く。</p> <p>(1)取引価格の形成に影響を与えないこ と。</p> <p>(2)利用者に取引が繁盛しているとの誤</p>
---	---

<p>第 5 章 体制整備</p> <p>第 11 条 会員は、暗号資産信用取引を提供する場合には、府令第 25 条第 5 項第 4 号に基づき、例えば次の各号に定める措置を講じるなど、利用者保護及び業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>(1) 利用者の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、利用者のポジションの時価情報等を提供又は通知する等、利用者が決済処理等を行うために必要となる情報を適時適切に提供する措置。</p> <p>(2) 利用者から、保証金の全部又は一部として代用暗号資産の預託を受ける場合には、当該代用暗号資産の価格変動リスクを踏まえつつ、必要額を上回るだけの十分な数量の暗号資産を預託させる措置</p> <p>(3) 財務上のリスク管理の一環として、暗号資産信用取引の利用者に係る信用リスクや、暗号資産信用取引によ</p>	<p>解を与えないこと。</p> <p>(3) 会員自身が注文し、利用者の相手方となって約定することがあることを事前に利用者に説明すること。</p> <p>(4) 各月の自己勘定による取引数量を公表すること。</p> <p>(店頭取引の留意事項)</p> <p>第 16 条 会員は、店頭取引により証拠金取引を行う場合には、次の各号の定めに従って、これを行わなければならない。</p> <p>(1) 対象仮想通貨の現物取引価格と比較して、適正な価格をもって取引が行われること。</p> <p>(2) 前号において比較する現物取引価格の情報及び当該情報を提供する者の名称を利用者に開示すること。</p> <p>(3) 第 1 号において比較する現物取引価格の情報を入手する方法を利用者に示すこと。</p> <p>(参照価格の利用者への説明)</p> <p>第 17 条 会員は、証拠金取引を行う場合には、対象仮想通貨の現物取引価格の参照元に係る情報を利用者に提供しなければならない。</p> <p>2 会員は、証拠金取引を行う場合には、利用者に対して、対象仮想通貨の現物取引価格と証拠金取引価格との関係及び両価格に乖離が生じ得る場合にはその理由を分かりやすく説明し、理解させなければならない。ただし、証拠金取引を現物取引と合わせて注文受付・約定処理する場合には、この限りでない。</p> <p>第 5 章 態勢整備 (新設)</p>
--	---

って 会員が取得するポジションに係る価格変動リスクについて、適切に管理する措置

- (4) 信用取引は、過大な投機的取引に活用されやすく、取引の場の運営者としての立場と顧客への資金等の提供者としての立場を兼ねる場合には、各立場の間で利益相反が生じることによって、前者の立場として過当投機に伴う価格の乱高下を抑止することが困難となるおそれがあることも踏まえ、当該利益相反を防止するために必要な措置。

第 12 条 会員は、利用者を相手方として行う暗号資産信用取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行うにあたっては、本規則の内容が網羅された社内規程を制定の上、当該社内規程の内容を適正かつ確実に履行できる体制を整備しなければならない。

- 2 会員は、前項に基づいて整備された体制の運用状況について、定期的に点検を行わなければならない。
- 3 会員は、前項に基づく点検結果は、速やかに取締役会その他これに準ずる意思決定機関に対して報告しなければならない。

附則（2018年10月24日）

第 1 条 協会は、本規則の施行後 1 年以内に、第 4 条第 2 項第 2 号によることを選択した会員における未収金の発生状況を勘案し、第 4 条第 2 項第 1 号への統合に向けた改正を行うものとする。

附則（2020年4月24日）

第 1 条 府令の施行の日から起算して 1 年を経過する日までの間、第 4 条第 1 項第 1 号の場合の約定時必要保証金額は、当該利用者が行おうとし、又は行う暗号資産信用取引の額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

- 2 府令の施行の日から起算して 1 年を経過する日までの間、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の場合の維持必要保証金額は、会員が当該暗号資産の価格の変動状況及び利用者に生じた未収金の発生状況等を検証し、未収金の発生防止に適う額とする。

第 18 条 会員は、証拠金取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行うにあたっては、本規則の内容が網羅された社内規程を制定の上、当該社内規程の内容を適正かつ確実に履行できる態勢を整備しなければならない。

- 2 会員は、前項に基づいて整備された態勢の運用状況について、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。
- 3 会員は、前項に基づく検査の結果は、速やかに取締役会その他これに準ずる意思決定機関に対して報告しなければならない。

附則（2018年10月24日）

第 1 条 協会は、本規則の施行後 1 年以内に、第 4 条第 2 項第 2 号によることを選択した会員における未収金の発生状況を勘案し、第 4 条第 2 項第 1 号への統合に向けた改正を行うものとする。